

### 別表第3（第5条関係）

要綱第5条に規定された認証の基準は、認証の区分及び施設ごとに次のとおりとする。

- 1 認証区分：殻付き鶏卵生産衛生管理システム  
施設：養鶏場

(1) 製品説明書

製品説明書には、次の事項が示されていること。

- ア 製品の名称
- イ 雛・飼料・水の種類、雛等原材料の供給者名、鶏の飼養形態
- ウ 製品の特徴（抗菌性物質投与履歴、サルモネラ検査実施状況等）
- エ 製品の用途
- オ 出荷形態（容器包装形態）および材質
- カ 賞味（消費）期限および保存方法
- キ 出荷又は販売先の名称及び所在地

(2) 生産工程一覧図（フローダイアグラム）

生産工程一覧図（フローダイアグラム）には、雛等の受け入れから、製品（生産物）の出荷又は販売するまでの工程が示されていること。

(3) 施設の図面

施設の図面には、次の事項が示されていること。

- ア 施設設備の構造
- イ 機械器具の配置
- ウ 施設内の車輛の動線
- エ 従事者の動線
- オ 雛導入から鶏卵の出荷・販売までの動線
- カ 水（鶏飲水・洗卵水・使用水）及び排水の動線
- キ 飼料の動線
- ク 糞尿の動線
- ケ 死亡鶏、淘汰鶏、廃棄鶏卵の動線
- コ 作業場内の清浄度に応じた区分

(4) 管理体制図

管理体制図には、次に示す業務に係る責任者が置かれており、かつ、当該責任者がその業務の内容に応じて、あらかじめ当該業務を行う者を定めていること。

- ア 施設・設備の保守・衛生管理
- イ 機械・器具の保守・衛生管理
- ウ 雛等の受け入れ管理
- エ 鶏の飼育（薬剤投与含む）管理
- オ 集卵管理
- カ 洗卵・検卵管理
- キ 鶏卵保管・出荷（回収含む）管理

(5) 重要管理点（CCP）に関する書類

重要管理点に関する書類には、次表の第1欄に掲げる「項目」ごとに、第2欄に掲げる「危害」について、その危害を防止するために、次の事項について記載した重要管理点（CCP）整理表が作成され、実施されていること。

第1欄	第2欄
鶏／飼育管理 又は 鶏卵／製品管理	サルモネラ汚染
鶏／薬剤投与	薬剤等の残留
鶏卵／最終洗卵	サルモネラの残留

- ア 当該危害の発生を防止するためにとるべき措置を定めていること。  
イ 危害の発生を防止するための管理基準を適切に定めていること。  
ウ アにより定めた措置のうち、その実施状況の連続的な又は相当の頻度の確認を必要とするものを定めること。また、その確認のための測定方法（モニタリングの方法）を定めていること。  
また、その実施頻度、実施担当者及び記録の方法を定めていること。  
モニタリングの実施頻度については、危害の発生を防止するに十分なものであること。  
エ 重要管理点におけるモニタリングにおいて、管理基準を逸脱した時にとるべき改善措置の方法は、次の要件を満たすものでなければならないこと。  
(ア) モニタリングの測定値が管理基準を逸脱した時に、管理状態を正常に戻すことができるものであること。  
(イ) 製品等の適切な処分方法が含まれていること。  
(ウ) 改善措置の実施担当者及び記録の方法を定めていること。  
オ 危害の発生が適切に防止されていることを検証するための方法として、次の(ア)及び(イ)の事項について定められているとともに、(ウ)及び(エ)に該当する事項について定められていること。  
(ア) モニタリングの実施状況、改善措置についての記録の点検  
(イ) 検証の実施担当者  
(ウ) 製品等の試験の方法と頻度及び当該試験に用いる機械器具の保守点検（計器の校正を含む）  
(エ) モニタリングに用いる測定機器（計器）の校正の方法と頻度  
カ 重要管理点のモニタリング、改善措置及び検証について記録し、保管すること。保管期間については、2年間以上とする。ただし、要指示薬・使用規制対象医薬品関連の記録は、3年間以上、抗菌性飼料添加物関連の記録は5年間以上保管すること。

(6) 一般的衛生管理に関する書類

一般的衛生管理に関する書類は、次の生産衛生管理区分に従った次表の内容を含む管理(上記(5)に関する管理を除く)について実施されていることを確認できるものであること。

- ア 施設・設備の保守・衛生管理  
イ 機械・器具の保守・衛生管理  
ウ 雛等の受け入れ管理  
エ 鶏の取り扱い  
オ 卵の取り扱い  
カ 卵の運搬  
キ 卵に関する情報・出荷先の意識  
ク 従事者等の衛生及び教育・訓練  
ケ その他

(7) 施設等の要件

- 施設等の要件は、次に示す事項について、次表の要件を満たすものであること。  
ア 施設・設備の構造の要件  
イ 雛等の受け入れ要件

- 2 認証区分 : 殻付き鶏卵生産衛生管理システム  
施設 : 卵選別包装施設 (GPセンター)

(1) 製品説明書

製品説明書には、次の事項が示されていること。

- ア 製品の名称
- イ 原料卵養鶏場の名称及び所在地、水の種類、洗卵水の消毒薬剤名
- ウ 製品の特徴 (抗菌性物質投与履歴、サルモネラ検査実施状況等)
- エ 製品の用途
- オ 出荷形態 (容器包装形態) および材質
- カ 賞味 (消費) 期限および保存方法
- キ 出荷又は販売先の名称及び所在地

(2) 生産工程一覧図 (フローダイアグラム)

生産工程一覧図 (フローダイアグラム) には、原料卵の受け入れから、製品を出荷するまでの工程が示されていること。

(3) 施設の図面

要綱に規定する施設の図面には、次の事項が示されていること。

- ア 施設設備の構造
- イ 機械器具の配置
- ウ 施設内の車両の動線
- エ 従事者の動線
- オ 鶏卵、廃棄鶏卵の動線
- カ 水 (洗卵水・使用水) の動線及び排水の動線
- キ 作業場内の清浄度に応じた区分

(4) 管理体制図

管理体制図には、次に示す業務に係る責任者が置かれており、かつ、当該責任者がその業務の内容に応じて、あらかじめ当該業務を行う者を定めていること。

- ア 施設・設備の保守・衛生管理
- イ 機械・器具の保守・衛生管理
- ウ 原材料の受け入れ管理
- エ 洗卵・検卵管理
- オ 鶏卵保管・出荷 (回収含む) 管理

(5) 重要管理点 (CCP) に関する書類

重要管理点に関する書類には、次表の第1欄に掲げる「項目」ごとに、第2欄に掲げる「危害」について、その危害を防止するために、次の事項について記載した重要管理点 (CCP) 整理表が作成され、実施されていること。

第1欄	第2欄
鶏卵/最終洗卵	サルモネラの残留

- ア 当該危害の発生を防止するためにとるべき措置を定めていること。
- イ 危害の発生を防止するための管理基準を適切に定めていること。
- ウ アにより定めた措置のうち、その実施状況の連続的な又は相当の頻度の確認を必要とするものを定めること。また、その確認のための測定方法 (モニタリングの方法) を定めていること。  
また、その実施頻度、実施担当者及び記録の方法を定めていること。  
モニタリングの実施頻度については、危害の発生を防止するのに十分なものであること。
- エ 重要管理点におけるモニタリングにおいて、管理基準を逸脱した時にとるべき改善措置の方法は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

- と。
- (ア) モニタリングの測定値が管理基準を逸脱した時に、管理状態を正常に戻すことができるものであること。
  - (イ) 製品等の適切な処分方法が含まれていること。
  - (ウ) 改善措置の実施担当者及び記録の方法を定めていること。
- オ 危害の発生が適切に防止されていることを検証するための方法として、次の(ア)及び(イ)の事項について定められているとともに、(ウ)及び(エ)に該当する事項について定められていること。
- (ア) モニタリングの実施状況、改善措置についての記録の点検
  - (イ) 検証の実施担当者
  - (ウ) 製品等の試験の方法と頻度及び当該試験に用いる機械器具の保守点検(計器の校正を含む)
  - (エ) モニタリングに用いる測定機器(計器)の校正の方法と頻度
- カ 重要管理点のモニタリング、改善措置及び検証について記録し、保管すること。保管期間については、2年間以上とする。

(6) 一般的衛生管理に関する書類

一般的衛生管理に関する書類は、次の生産衛生管理区分に従った次表の内容を含む管理(上記(5)に関する管理を除く)について実施されていることを確認できるものであること。

- ア 施設・設備の保守・衛生管理
- イ 機械・器具の保守・衛生管理
- ウ 原材料の受け入れ管理
- エ 卵の取り扱い
- オ 卵の運搬
- カ 卵に関する情報・出荷先の意識
- キ 従事者等の衛生及び教育・訓練
- ク その他

(7) 施設等の要件

施設等の要件は、次に示す事項について、次表の要件を満たすものであること。

- ア 施設・設備の構造の要件
- イ 原材料の受け入れ要件